

文化資源活用推進事業 事業概要

1. 事業の目的

- 各地域が誇る様々な文化観光資源の体系的な創成・展開
- 国内外への戦略的広報の推進，文化による「国家ブランディング」の強化，「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充

2. 補助事業者

地方公共団体

3. 補助対象事業

- 地域住民や芸・産学官とともに取り組む，地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業
- 観光インバウンドの拡充に資するもの。

◆取組例

- ・地域の音楽・踊り，演劇の公演，ワークショップ
- ・メディア芸術や障害者芸術の展示，地域の文化芸術資源を活用した現代アート展
- ・芸術祭，音楽祭，演劇祭，映画祭，写真展，美術展
- ・能楽，文楽，歌舞伎等の伝統芸能や舞踊等の公演
- ・茶道，華道や食文化などの生活文化の体験
- ・新国立劇場と連携して実施する公演

4. 補助金の額

地方公共団体が実施する事業に必要な経費のうち，予算の範囲内（上限1億円。補助率1／2）で補助。

文化資源活用推進事業 審査の視点

(1) 実施計画について

- ・ 本事業の趣旨・目的に沿った計画となっているか。
- ・ 実現可能な内容・事業規模になっているか。
- ・ 地域の文化芸術資源（観光資源も含む。）を活用した計画となっているか。
- ・ 地域課題（人口の減少，過疎高齢化，若年層の流出，観光客の減少，中心市街地の衰退等）を踏まえた取組が行われているか。
- ・ 事業実施による効果等について，具体的な数値が設定されているか。
- ・ 計画期間終了後も地方公共団体独自で取り組めるなど事業の継続が見込まれるか。
- ・ 計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・ 芸・産学官や他の地方公共団体（特に市町村においては，都道府県），地方公共団体の他の部局（観光振興担当部局等）との連携・協力体制がとれているか。
- ・ 障害者等のバリアを取り除く取組を行い，受入環境整備を図っているか。
- ・ 観光インバウンドの拡充に資する取組（多言語対応や，訪日外国人が鑑賞・体験・滞在できる魅力的な内容とする工夫等）を行い，受入環境整備を図っているか。
- ・ 国庫補助額に比して，高い経済波及効果が見込める事業であり，その根拠が明確となっているか。

(2) 実施計画に記載されている具体的な取組について

事業実施による効果，成果をもたらす計画となっているか。